

津市献血推進委員会設置要綱

平成 2 0 年 1 0 月 1 日

改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 安定した血液確保のための献血活動の推進及び献血思想の普及に関し
広く意見を聴くため、津市献血推進委員会（以下「委員会」という。）を置
く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討することとする。

- (1) 献血計画の実施に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) その他献血活動の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 1 7 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき
は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域医療推進室において処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。